

平成 17 年 1 月 23 日  
基安安発第 0223001 号

建設業労働災害防止協会  
専務理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課長

適正な技能講習業務の徹底について

[REDACTED]

ご承知のとおり、技能講習は、労働災害の防止の観点から、事業者に対して重大な災害を生ずるおそれのある、特定の危険業務に労働者を就労させるに当たって、当該業務に必要な知識と技能を有する者のみを従事させ、また、労働災害を防止するための管理を必要とする作業に従事する労働者の指揮等を行わせるため、国から登録（平成16年3月30日以前は指定）を受けた機関が法令に則り必要な知識と技能を付与し、技能講習修了証を交付する制度であり、労働安全衛生法においては重要な役割を担っている。

[REDACTED]

については、[REDACTED] 下記事項に留意の上、実態の把握及び改善措置を講じ、もって適正な技能講習の実施に万全を期されるよう要請する。

また、実施結果については、平成17年3月15日までに報告されるよう併せて要請する。

記

1 [REDACTED]

2 [REDACTED]